

## <注意事項>

本件には農地が含まれるので、入札するにあたり、農業委員会の買受適格証明書が必要になります。

## 期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 4月28日  
 名古屋地方裁判所豊橋支部  
 裁判所書記官 原 謙太郎

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

### 記

入札期間	令和 8年 7月 1日から 令和 8年 7月 8日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 7月15日 午前10時00分 場 所 名古屋地方裁判所豊橋支部
売却決定 期日	日 時 令和 8年 8月26日 午前 9時50分 場 所 名古屋地方裁判所豊橋支部
特別売却 実施期間	令和 8年 7月22日 午前 9時00分から 令和 8年 7月22日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかを執行官に提出する方法による。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 4月28日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

- ☆1 所 在 新城市城北一丁目  
地 番 7番8  
地 目 畑  
地 積 111平方メートル  
(現況)  
地 目 宅地
- ☆2 所 在 新城市城北一丁目  
地 番 7番17  
地 目 畑  
地 積 82平方メートル  
(現況)  
地 目 宅地
- 3 所 在 新城市城北一丁目 7番地8、7番地17  
家屋 番号 7番8  
種 類 居宅  
構 造 木造瓦葺2階建  
床 面 積 1階 72.21平方メートル  
2階 55.08平方メートル

## 物 件 明 細 書

令和 8年 4月 7日

名古屋地方裁判所豊橋支部

裁判所書記官 原 謙太郎

---

---

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

---

---

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

---

---

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

---

---

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

---

---

5 その他買受けの参考となる事項

物件3建物を解体し物件1及び2で耕作することを目的として取得する場合には、買受適格証明書を要する。

### 《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 新城市城北一丁目  
地 番 7番8  
地 目 畑  
地 積 111平方メートル  
(現況)  
地 目 宅地
- 2 所 在 新城市城北一丁目  
地 番 7番17  
地 目 畑  
地 積 82平方メートル  
(現況)  
地 目 宅地
- 3 所 在 新城市城北一丁目 7番地8、7番地17  
家屋 番号 7番8  
種 類 居宅  
構 造 木造瓦葺2階建  
床 面 積 1階 72.21平方メートル  
2階 55.08平方メートル



令和 7 年(ㄗ)第 34 号

令和 7 年 9 月 4 日受理

令和 7 年 12 月 15 日提出

現 況 調 査 報 告 書  
(物件 1. 2. 3)

名古屋地方裁判所豊橋支部

執行官 大澤 雅 人

物 件 目 録

- 1 所 在 新城市城北一丁目  
地 番 7番8  
地 目 畑  
地 積 111平方メートル  
所有者
- 2 所 在 新城市城北一丁目  
地 番 7番17  
地 目 畑  
地 積 82平方メートル  
所有者
- 3 所 在 新城市城北一丁目 7番地8、7番地17  
家屋 番号 7番8  
種 類 居宅  
構 造 木造瓦葺2階建  
床 面 積 1階 72.21平方メートル  
2階 55.08平方メートル  
所有者
- 4 所 在 豊川市東上町北岡  
地 番 17番6  
地 目 宅地  
地 積 76.05平方メートル





関係人の陳述等	
陳述者 (当事者との関係)	陳述内容等
<p>■ B (債務者兼物件 1 土地 物件 2 土地及び物件 3 建物所有者 A の妻)</p>	<p>1 私は A の妻で、物件 3 建物に家族で住んでいます。</p> <p>2 A は病気療養中で、入院中です。</p> <p>3 物件 3 建物は建築後から現在まで、リフォーム工事等は実施していません。</p> <p>4 物件 3 建物は、1 階玄関及びダイニングキッチンの床面が、軋んでいたりと、一部は、たわんだりしています。</p> <p>特に、玄関及びホールから和室への廊下の床面のたわみが激しく、板を敷いて補強しています。</p> <p>また、2 階の洋室 3 の床もたわんでいる場所があると思います。</p> <p>5 室内で猫を飼育しています。</p> <p>猫が物件 3 建物内の壁、柱及びドア等を引っ掻いていますので、損傷している場所が散見されます。</p> <p>6 物件 3 建物は、雨漏り等の不具合はありませんが、老朽化による損傷や汚損が各所に見受けられます。</p> <p>7 隣地の方々と境界のトラブル等はありませんし、境界は区画されていますので確認できると思います。</p> <p>8 煙草は、息子が 2 階で吸っています。</p> <p>9 物件 3 建物の周辺で、大雨の時に何らかの被害が発生したとの話は聞いたことはありませんし、物件 3 建物も北側の道路が冠水して水が敷地内に流入してきたというようなことはありませんでした。</p> <p>10 物件 3 建物の南側のすぐ近くに、JR 飯田線の線路があり電車が通過しますが、長年住んで慣れてしまっているのと、1 時間に 2 本程度しか電車は通過しないので、あまり気にはなりません。</p>
<p>■ 新城市土地改良区 担当者</p>	<p>1 物件 1 土地及び物件 2 土地については、改良区の対象外なので賦課金の負担はありません。</p>
<p>■ 豊川総合用水土地 改良区 担当者</p>	<p>1 物件 1 土地及び物件 2 土地については、改良区の受益の対象外ですので、賦課金の負担はありません。</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者との関係)	陳述内容等
■新城市農業委員会	<p>(令和7年9月24日付け照会書に対する回答)</p> <p>物件1について</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 照会土地の現況地目 宅地</li><li>2 農地法3条又は5条の適用対象地になるかどうか 3条許可申請又は5条許可申請必要</li><li>3 転用許可(届出)がされている場合は、許可年月日、許可条項、 転用届出の履歴なし</li><li>4 転用許可がされていないときは、その旨 農地法第4条ただし書(7 市街化区域)</li><li>5 転用許可を得ないで土地の現況を農地等以外のものに変更している場合は、原状回復命令が発せられる見込みの有無 無し(市街化区域のため)</li><li>6 賃借(小作)の有無(台帳登載の有無)。有のときは、その賃借 (小作)人の住所、氏名、賃借(小作)の開始時期 無し</li><li>7 買受適格証明書の要否 要 住宅を解体し耕作を目的として取得する場合(3条許可申請をする場合には必要)</li><li>8 その他、参考となる事項 市街化区域</li></ol> <p>物件2について</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 照会土地の現況地目 宅地</li><li>2 農地法3条又は5条の適用対象地になるかどうか 3条許可申請又は5条許可申請必要</li><li>3 転用許可(届出)がされている場合は、許可年月日、許可条項、 転用届出の履歴なし</li></ol>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者との関係)	陳述内容等
	<p>4 転用許可がされていないときは、その旨 農地法第4条ただし書(7 市街化区域)</p> <p>5 転用許可を得ないで土地の現況を農地等以外のものに変更している場合は、原状回復命令が発せられる見込みの有無 無し(市街化区域のため)</p> <p>6 賃借(小作)の有無(台帳登載の有無)。有のときは、その賃借(小作)人の住所、氏名、賃借(小作)の開始時期 無し</p> <p>7 買受適格証明書の要否 要 住宅を解体し耕作を目的として取得する場合(3条許可申請をする場合には必要)</p> <p>8 その他、参考となる事項 市街化区域</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

## 執 行 官 の 意 見

- 1 物件1土地及び物件2土地(以下「本件土地」という)並びに物件3建物の状況は、土地建物配置図(概略)、建物間取図(概略)及び添付した写真のとおりである。
- 2 本件土地は北側で道路にほぼ等高に接しており、地形は長方形のほぼ整形地となっている(土地建物配置図(概略)参照)。
- 3 本件土地と東側隣地(地番7番9)、南側隣地(地番7番10及び7番11)及び西側隣地(地番7番7)との各隣地とはフェンスで区画されており、本件土地と各隣地と接している4カ所の角には境界標が埋設されており境界は確認できると思われる。
- 4 物件1土地の北西側の角に祠が存在している(写真②参照)。物件2土地は、駐車スペースとして利用されている。
- 5 物件3建物は、外観上雨漏り等の不具合は見受けられなかったが、老朽化により損傷及び汚損が散見された。
- 6 物件3建物は、玄関、ホールから和室方向の床面及びダイニングキッチンの床面が軋んだりたわんだりしていた。  
特に、玄関及びホールの床の軋み及びたわみが、かなり損傷しているのではないかと見受けられた。  
また、2階の各部屋も床面が軋んでいる場所が見受けられ、バルコニーの床もたわんでいるような場所が見受けられた。  
物件3建物の壁のクロス及び天井は汚損等が見受けられ、壁、床面、柱に猫の引っ掻き傷と思われる損傷が多数見受けられた(写真⑦参照)。  
1階浴室の天井もカビによる汚れで黒ずんでいるのが見受けられた。  
物件3建物については、上記のとおり、老朽化による汚損等が散見され、床面のたわみ等の不具合及び損傷も散見されることから、経年以上に劣化した状況であると見受けられた。  
物件3建物を使用収益する場合には、買受人は相応の改修費用を負担することになると思われる。
- 7 物件3建物内には、A及びその家族の家財道具等の動産類が存在している。  
1階和室に仏壇及び神棚が置かれていた。
- 8 本件土地及び物件3建物の南側の道路を挟んだ場所に、JR飯田線の軌道が相応に接近した距離で存在している(写真⑧参照)。
- 9 本件土地については、競売手続の入札に当たり、買受適格証明書を要する場合がある。
- 10 占有関係は2枚目記載のとおりである。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

( 8 枚目)

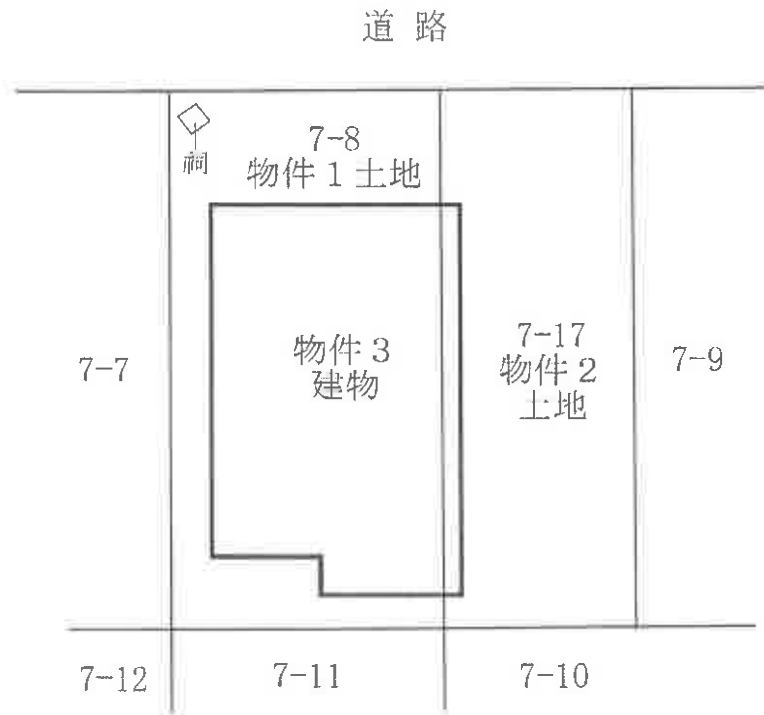
## 調 査 の 経 過

調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
R7年 9月24日(水) 9:15 - 9:25	名古屋法務局豊橋支局	登記記録事項証明書交付申請 公図・地積測量図・建物図面取得
R7年 9月24日(水) 13:50 - 14:20	目的物件所在地	現況調査実施通知(B)、占有状況調査、物件確認
R7年 9月24日(水) 14:40 - 14:50	新城市農業委員会	農地等の現況についての照会書及び回答書提出
R7年10月29日(水) 9:30 - 9:35	当庁(電話)	現況調査実施期日協議(B)
R7年11月11日(火) 10:45 - 12:10	目的物件所在地	物件確認、立入調査、写真撮影(屋内外)、占有状況調査、土地概測、図面作成、評価人同行、B立会
(特記事項)		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は全戸不在で、施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 執行手続の適正確保のため、立会人を立ち会わせて建物内に立ち入った。		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は全戸不在で、施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、解錠技術者により解錠させて建物内に立ち入った。		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は無施錠であったが、全戸不在であったため立会人を立ち会わせて建物内に立ち入った。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

《 》 枚目)

# 土地建物配置図(概略)



# 建物間取図 (概略)

1階



2階



(物件3建物)

①



地番7番9

物件2

物件1

屋外の状況

(物件3建物)

②



祠

屋外の状況 (玄関)

(10 枚目)

③



屋内の状況（1階 ダイニングキッチン（キッチン））

④



屋内の状況（1階 ダイニングキッチン）

（ / / 枚目）

⑤



屋内の状況（洋室1）

⑥



屋内の状況（2階 洋室3）

(12 枚目)

⑦



屋内の状況（2階 損傷の状況）

⑧



屋外の状況（2階 ベランダから撮影（JR飯田線と物件3との接近状況））

（13 枚目）

令和 7年(ケ)第 34号  
令和 7年 9月 8日 受理  
令和 7年 11月 11日 現地調査  
令和 8年 1月 5日 評価

名古屋地方裁判所豊橋支部 御中

# 評 価 書

評 価 人 田 島 拓  
不動産鑑定士

## 第1 評価額

一 括 価 格	
金 7, 8 1 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 3, 6 6 0, 0 0 0 円
物件 2 (土地)	金 2, 7 1 0, 0 0 0 円
物件 3 (建物)	金 1, 4 4 0, 0 0 0 円

- 1 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1、2の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

## 第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。  
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地積	新城市城北一丁目 7番8 畑 111m <sup>2</sup>	現況地目： 宅地
2	所在地 地積	新城市城北一丁目 7番17 畑 82m <sup>2</sup>	現況地目： 宅地
3	所 種 構 床 面積	新城市城北一丁目 7番地8、7番地17 7番8 居宅 木造瓦葺2階建 1階 72.21m <sup>2</sup> 2階 55.08m <sup>2</sup>	同左
番号	特記事項		
	なし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1、2）

位置・交通	J R飯田線「新城」駅の北東方道路距離約850m 豊鉄バス「新城警察署」停留所の南東方道路距離約500m (附属資料「位置図」参照)	
付近の状況	一般住宅のほか共同住宅が見られる区画整理済の住宅地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第一種住居地域 60% 200% — 立地適正化計画(都市機能誘導区域、居住誘導区域)、宅地造成等工事規制区域
画地条件	地積 193㎡ 間口 約13m、奥行約15m 形状 長方形	
接面道路の状況	北西側幅員約6m舗装市道(建築基準法第42条第1項第1号に該当する道路)に概ね等高接面	
土地の利用状況等	・物件1、2は物件3建物の敷地として利用されている。 ・その他詳細は現況調査報告書に記載のとおりである。	
供給処理施設 (敷地内引込の有無を基準としている)	上水道 あり ガス配管 なし 下水道 あり	
土壌汚染の可能性の調査	有害物質使用特定施設の届出に係る事業場等リストに掲載は無く、過去の住宅地図等に対象地の価格形成に影響を及ぼす土壌汚染の可能性を示す履歴及び端緒は見出せなかった(但し、正確には土壌サンプル調査等の専門的測定を要する)。	
特記事項	・周知の埋蔵文化財包蔵地の指定なし ・南方約30mに鉄道軌道が存し、車両通過時に相応の騒音等が認められる。 ・物件1、2は現況宅地として利用されているが登記地目が農地のままとなっており、かつ、農地転用届出履歴がない為、買受後も宅地として利用するには農地法第5条に規定する届出を要する。尚、物件3建物を解体し農地としての利用を企図する際は買受適格証明書を要する(詳細は新城市農業委員会に照会されたい)。	

## 2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日(登記記載)：昭和62年月日不詳新築 経 過 年 数：約39年 経済的残存耐用年数：約 2年
仕 様	構 造：木造 屋 根：瓦 外 壁：サイディング等 内 壁：PBビニールクロス貼等 天 井：PBビニールクロス貼等 床：フローリング、畳等 設 備：電気、給排水、LPガス
床面積(現況)	延127.29㎡
現況用途等	現況用途：居宅 間 取 り：5DK（附属資料「建物間取図(概略)」のとおり）
品 等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	現況調査報告書の記載のとおり
特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・室内で猫1匹を飼育しており、クロスに傷、剥がれ等が認められる。</li> <li>・経年相応の損耗が進行している。</li> </ul>

## 第5 評価額算出の過程

### 1 基礎となる価格

#### (1) 建付地価格（物件1、2）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付 減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	60,000	0.97	111	0.90	5,810,000
2	60,000	0.97	82	0.90	4,300,000
合計			193		10,110,000

計算結果の数値は千円未満を四捨五入する端数処理を行った。（以下同じ）

#### ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査 新城(県) - 2

$$\begin{array}{ccccccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 60,400 \text{ 円/㎡} & \times & 99.3 / 100 & \times & 100 / 100 & \times & 100 / 100 & = & 60,000 \text{ 円/㎡} \\ & & & & & & & & \text{(上三桁未満四捨五入)} \end{array}$$

◇時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標 準 化 補 正：方位北西向1.00

◇地 域 格 差：概ね同一条件のため格差なし

イ 個別格差：鉄道に近接0.97×方位北西向1.00=0.97

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：地上建物等の存在を考慮し、上記のとおり査定。

#### (2) 建物価格（物件3）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
3	165,000	127.29	0.05	1,050,000

ウ 現価率：

$$\cdot \text{現価率} = [ \text{残価率 } 1\% + ( 1 - \text{残価率 } 1\% ) \times \{ \text{経済的残存耐用年数 } 2 \text{ 年} / ( \text{経済的残存耐用年数 } 2 \text{ 年} + \text{経過年数 } 39 \text{ 年} ) \} ] \times ( 1 - \text{観察減価等 } 20\% ) = 0.05$$

## 2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

### (1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合		土地利用権等価格 (円) ア×イ
		イ		
1	5,810,000	0.10	場所的利益	580,000
2	4,300,000	0.10	場所的利益	430,000
合計				1,010,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を物件1、2とも場所的利益と判定し、その割合を10%と査定した。

### (2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権 等価格の控 除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 (円) ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評 価 額 (円)
						$[(ア \pm イ) - ウ] \times エ \times オ$
1	5,810,000	- 580,000		1.00	0.70	3,660,000
2	4,300,000	- 430,000		1.00	0.70	2,710,000
3	1,050,000	+ 1,010,000	0	1.00	0.70	1,440,000
一括価格 (合計)						7,810,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：なし

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

## 第6 参考価格資料

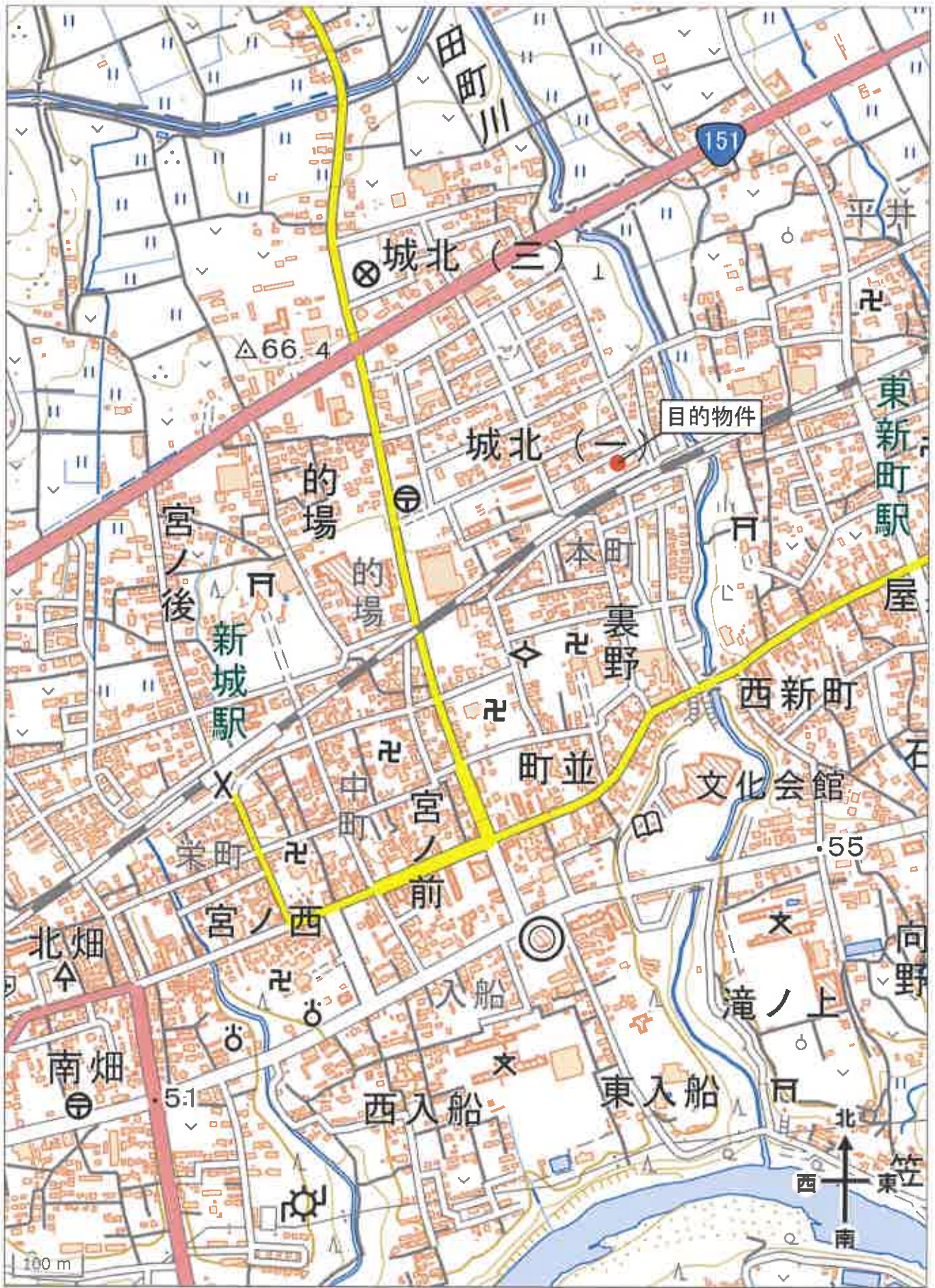
### 地価調査価格（新城(県)－2）

所 在 : 新城市城北1丁目2番26  
価 格 : 60,400円/㎡  
位 置 : JR飯田線「新城」駅の北東方道路距離約800m  
価 格 時 点 : 令和7年7月1日  
地 積 : 276㎡  
供給処理施設 : 水道、下水  
接 面 街 路 : 北西側6m市道に接面  
用 途 指 定 等 : 第一種住居地域(建ぺい率60%、容積率200%)  
地 域 の 概 要 : 中規模一般住宅が多い区画整理済の住宅地域

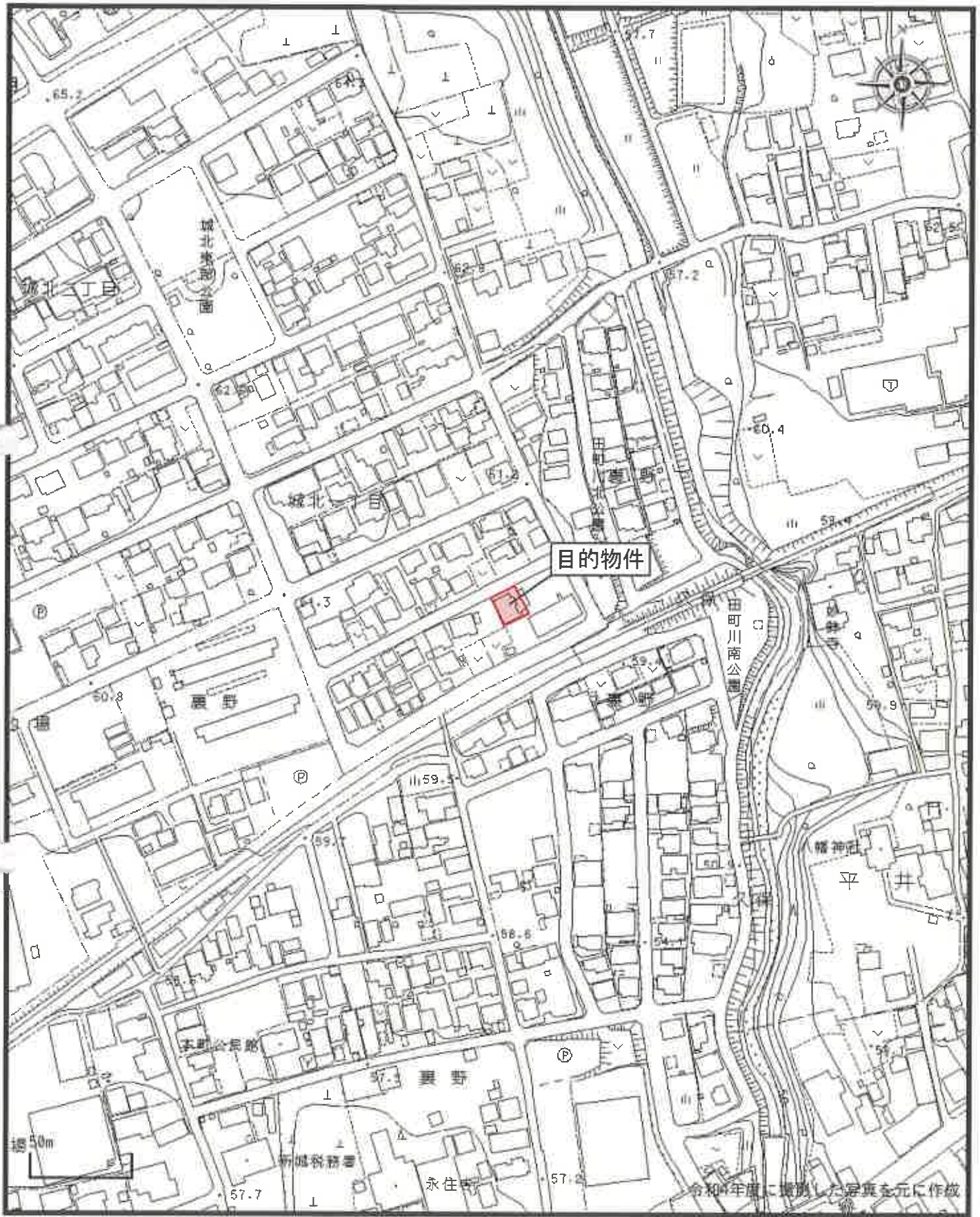
## 第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 付近案内図
- 3 公図写
- 4 地積測量図写
- 5 建物図面・各階平面図写
- 6 土地建物配置図（概略）
- 7 建物間取図（概略）
- 8 現況写真

以 上

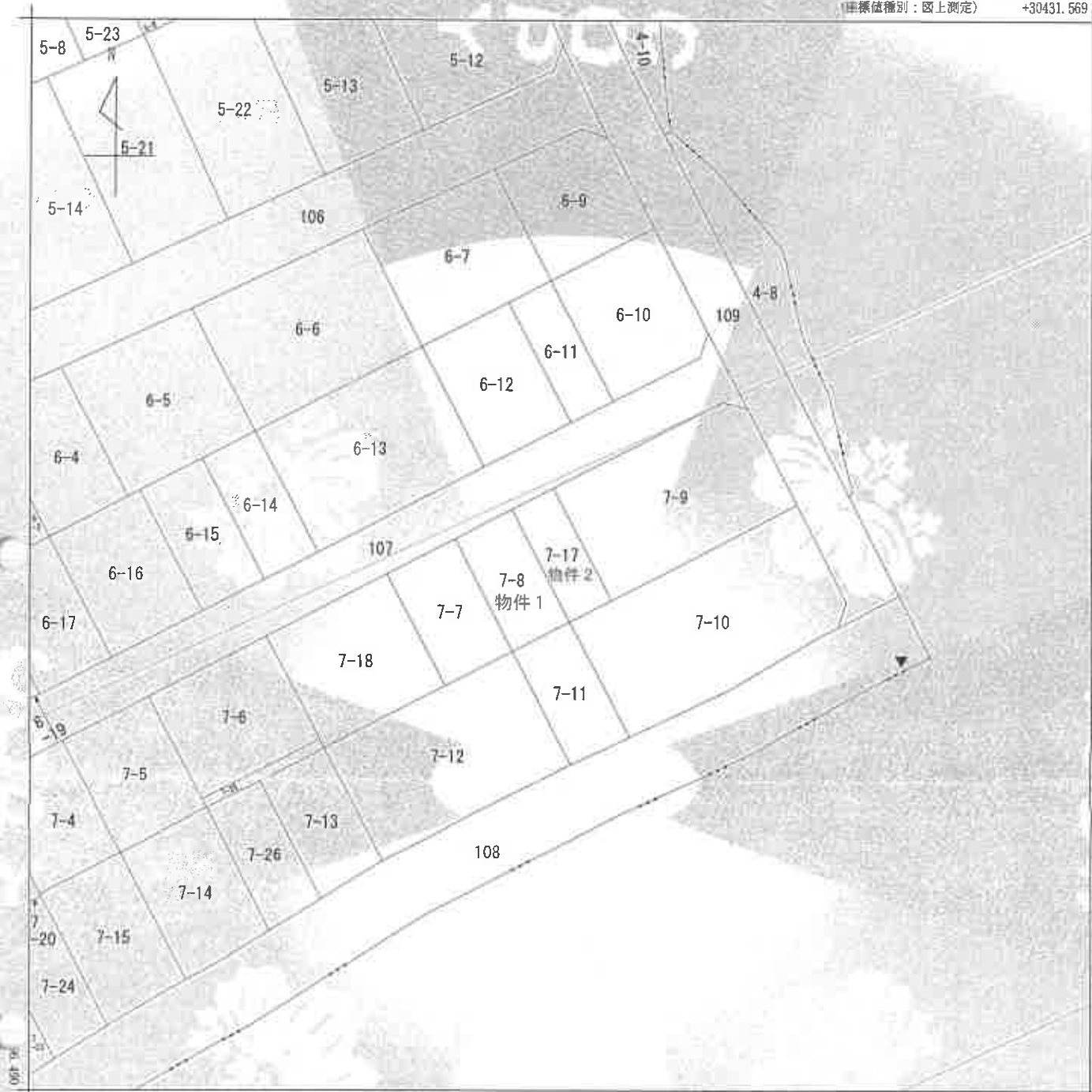


位置図



1 / 2,500

付近案内図



+30431.569 (地番値種別：図上測定)

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面です。土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	新城市城北一丁目		地番	7番17				
出力尺	1/500	精度区分		座標系番号又は記号	Ⅶ	分類	地図に準ずる図面	種類	土地区画整理所在図
作成年月日	昭和54年12月15日		備付年月日(原図)	昭和55年1月17日		補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年5月1日  
名古屋法務局新城支局

登記官

登記年月日: 昭和63年3月28日

地積測量図

地番	7-9	7-17	7-9
土地の所在	新城市城北一丁目		

0002768

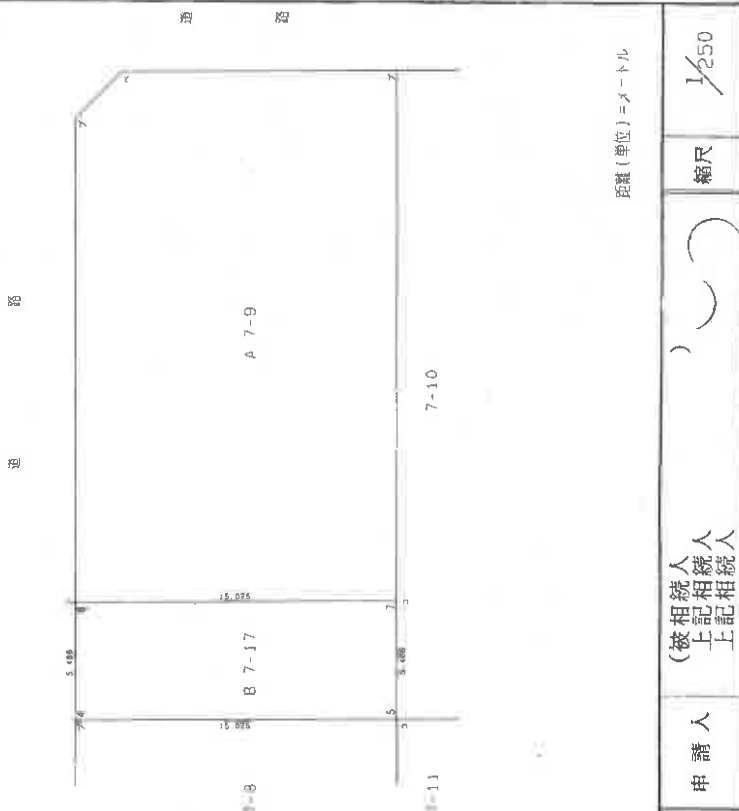


一 座標求積表

座標	X <sub>n</sub>	Y <sub>n</sub>	(X <sub>n+1</sub> - X <sub>n</sub> )Y <sub>n</sub>	面積
4	0.000	7.449	-111.921225	5.485
5	-15.025	7.449	-111.921225	15.025
7	-15.025	12.935	194.348375	5.486
6	0.000	12.935	194.348375	15.025
計			164.854300	
総面積			82.4271500	

面積	82.4271500
座標	2526500

境界	境界線の種別
コ	コンクリート塀
ア	プラスチック板
ベ	ペンキマーク



距離(単位)=メートル

作製者 (昭和63年1月12日 作製) 土地家屋調査士 (昭和) 年月日 作製

申請人 (被相続人 上記相続人 上記相続人)

縮尺 1/250

登記年月日：平成7年3月7日

令和7年5月1日  
名古屋法務局新城支局

建築物図面

各階平面図

7番8

家屋番号  
建物の所在

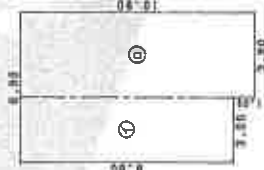
新加坡北二丁目7番地8、7番地1、7

2011290

採算表

① 3.00 x 11.50 = 34.500  
② 3.90 x 10.90 = 42.510  
計 77.010

床面積 77.21m<sup>2</sup>



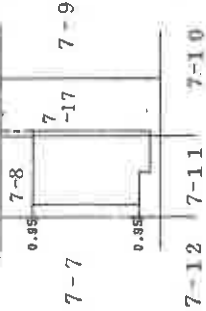
採算表

① 0.10 x 8.10 = 0.810  
② 0.30 x 7.20 = 2.160  
③ 5.10 x 6.10 = 31.110  
計 34.080

床面積 34.08m<sup>2</sup>



107号道路



単位 m

縮尺 1/500

申請人

縮尺 1/250

知

土地家屋調査士  
(平成7年3)

作製者

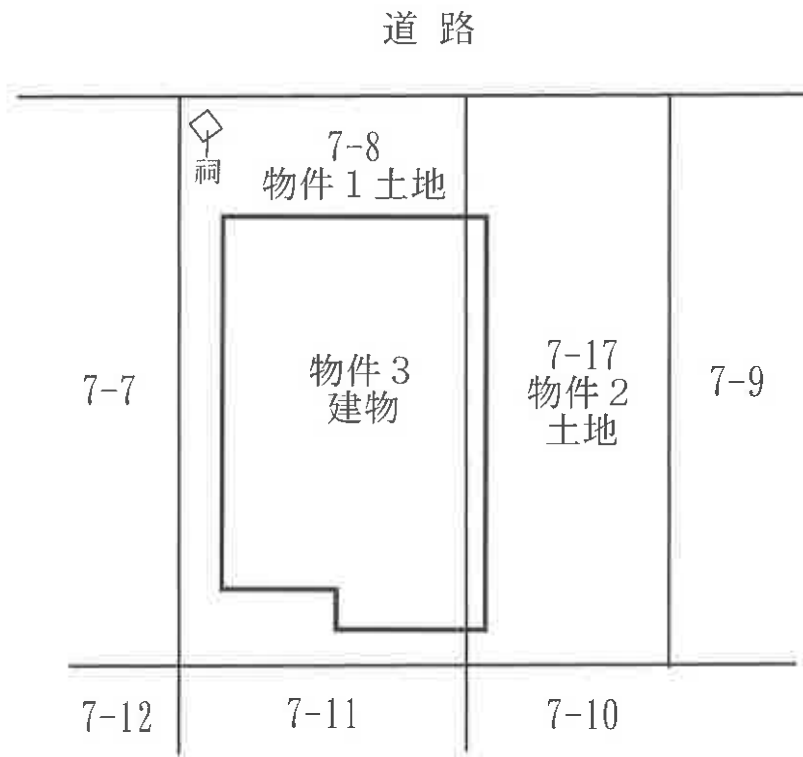
(会員専用)

(愛知県土地家屋調査士会 用紙)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

登記簿

# 土地建物配置図(概略)



# 建物間取図 (概略)



## 1階



## 2階



